

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 1—79（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）及び「国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院事務総長通知の一部改正について」の施行に伴う経過措置について」の一部改正について（通知）

「人事院規則 1—79（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）及び「国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院事務総長通知の一部改正について」の施行に伴う経過措置について（令和 4 年 2 月 1 8 日事企法一 3 8）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 8 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
4 給実甲第 2 2 0 号（期末手当及び勤勉手当の支給について）	4 給実甲第 2 2 0 号（期末手当及び勤勉手当の支給について）

一 国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和3年法律第62号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員で同条第2項に規定する短時間勤務の職を占めるものとなった者に対する給実甲第220号第8項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員又は国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和3年法律第62号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員で同条第2項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」とし、裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）において準用する令和3年改正法附則第7条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員となった者に対する給実甲第220号第8項の規定の適用については、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」と

一 国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和3年法律第62号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員で同条第2項に規定する短時間勤務の職を占めるものとなった者に対する令和4年事企法一37第11項の規定による改正後の給実甲第220号（以下この項において「改正後の給実甲第220号」という。）第8項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員又は国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和3年法律第62号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員で同条第2項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」とし、裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）において準用する令和3年改正法附則第7条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務

あるのは「定年前再任用短時間勤務職員、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）附則第7条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員」とし、令和3年改正法附則第12条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務隊員となった者に対する給実甲第220号第8項の規定の適用については、同項第3号中「定年前再任用短時間勤務隊員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務隊員又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）附則第12条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務隊員」とし、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員となった者に対する給実甲第220号第10項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職

職員となった者に対する改正後の給実甲第220号第8項の規定の適用については、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）附則第7条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員」とし、令和3年改正法附則第12条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務隊員となった者に対する改正後の給実甲第220号第8項の規定の適用については、同項第3号中「定年前再任用短時間勤務隊員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務隊員又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）附則第12条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務隊員」とし、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項

員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項若しくは第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員」とする。

二 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、給実甲第220号第35項の規定を適用する。

三 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、給実甲第220号第37項及び第38項の規定を適用する。

四 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第19条の7第1項の職員

までの規定により採用された職員となった者に対する改正後の給実甲第220号第10項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項若しくは第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員」とする。

二 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給実甲第220号第34項の規定を適用する。

三 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給実甲第220号第36項及び第37項の規定を適用する。

四 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第19条の7第1項の職員

に暫定再任用職員が含まれる場合において、給実甲第220号第41項各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で成績率を定めるときにおける同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「次号に掲げる職員」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員」とする。

に暫定再任用職員が含まれる場合において、改正後の給実甲第220号第40項各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で成績率を定めるときにおける同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「次号に掲げる職員」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員」とする。

以 上